



## 資 料

- No.1 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳  
(自動車小売業)
- No.2 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果早見表(自動車小売業)
- No.3 埼玉県の最低賃金リーフレット
- No.4 消費者物価指数の対前年上昇率の推移(7月更新)
- No.5 事業所数(従業員規模別)、従業者数及び年間商品販売額(埼玉県自動車小売業)

## ①賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

自動車小売

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給 小数点切り上げ	昨年時間額
1			169,500	7.50	155.63	1,090	1,090
2			182,300	7.50	155.00	1,157	1,081
3			186,400	8.00	163.33	1,141	1,028
4			195,100	8.00	163.33	1,195	1,116
5			173,000	7.50	158.13	1,095	1,046
6			168,000	7.50	158.13	1,063	1,031
7			170,200	7.75	160.00	1,063	1,021
8			175,000	7.83	162.54	1,077	1,254
9			177,100	7.50	161.88	1,095	*
10			168,000	7.50	158.13	1,063	*
11			180,000	8.00	162.67	1,107	1,051

## ②最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の労働時間

	機関決定を行った団体名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給 小数点切り上げ
1			7.66	162.92	
2			7.66	162.92	
3			7.94	161.88	
4			7.75	158.23	
5			7.66	160.36	
6			7.50	160.63	
7			7.50	160.00	

2023時給平均	1104
2022時給平均	1074

3. 2の合意する者の内容

自動車小売

イ. 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			1,165
2			592
3			1,068
4			49
5			242
6			685
7			469
8			495
9			215
10			97
11			297
合 計			5,374

ロ. 最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体名	適用労働者数
1		220
2		256
3		159
4		692
5		664
6		45
7		157
合 計		2,193
総合計		7,567

県内適用労働者数  
1/3

21,350      35.4%  
7,117

## 自動車小売業における賃金格差について

### 1. 「毎月勤労統計地方調査」

	調査産業計					小売業				
	金額	指数	月間実労働時間	月間出勤日数	時給額	金額	指数	月間実労働時間	月間出勤日数	時給額
500人以上	322,798	100.00%	141.1	17.6	2287.7	154,262	100.00%	110.3	16.4	1398.6
100人～499人	269,165	83.38%	133.1	17.2	2022.3	149,714	97.05%	108.8	16.9	1376.0
30人～99人	228,291	70.72%	131.7	17.5	1733.4	153,870	99.75%	114.3	17.1	1346.2
5人～29人	230,700	71.47%	126.6	16.7	1822.3	207,472	134.49%	123.2	16.8	1684.0

資料出所：令和3年毎月勤労統計地方調査結果年報（埼玉県）第14・20・22表

（注1）「1人平均決まって支給する給与」は常用労働者1人当たり月平均の金額

（注2）指数は大規模を100として対比した

（注3）時給額は金額を月間実労働時間で除したもの

#### ○時間額の規模別比較

企業規模	30人以上	5～29人
時間当たり賃金	1,543	1,808
指数	100.00%	117.17%

資料出所：令和3年毎月勤労統計地方調査結果年報（埼玉県）第28・29表（卸売業・小売業）

（注1）時間当たり賃金は所定内給与額を所定内労働時間で除したもの

（注2）指数は30人以上を100とした

#### ○月間の1人平均の全国比較（小売業）

	埼玉	全国
決まって支給する給与	183,314	180,917
対前年増減比	5.0	2.3
出勤日数	16.9	17.4
総実労働時間	118.4	119.4
対前年増減比	△8.3	△10.6

資料出所：令和3年毎月勤労統計地方調査結果年報（埼玉県）第32・33表

# 引上げ額・引上げ率・影響率の早見表

埼玉県自動車小売業

最低賃金額	引上げ額(円)	引上げ率(%)	影響率(%)	備考
1,018	0	0.00	3.7	
1,019	1	0.10	3.8	
1,020	2	0.20	3.9	
1,021	3	0.29	4.4	
1,022	4	0.39	4.5	
1,023	5	0.49	4.5	
1,024	6	0.59	4.6	
1,025	7	0.69	4.6	
1,026	8	0.79	4.6	
1,027	9	0.88	4.6	
1,028	10	0.98	4.7	
1,029	11	1.08	4.8	
1,030	12	1.18	4.8	
1,031	13	1.28	4.9	
1,032	14	1.38	5.1	
1,033	15	1.47	5.2	
1,034	16	1.57	5.2	
1,035	17	1.67	5.2	
1,036	18	1.77	5.3	
1,037	19	1.87	5.3	
1,038	20	1.96	5.3	
1,039	21	2.06	5.3	
1,040	22	2.16	5.3	
1,041	23	2.26	5.4	
1,042	24	2.36	5.4	
1,043	25	2.46	5.4	
1,044	26	2.55	5.4	
1,045	27	2.65	5.4	
1,046	28	2.75	5.4	
1,047	29	2.85	5.4	
1,048	30	2.95	5.4	
1,049	31	3.05	5.6	
1,050	32	3.14	5.6	
1,051	33	3.24	5.9	
1,052	34	3.34	5.9	
1,053	35	3.44	6.0	
1,054	36	3.54	6.0	
1,055	37	3.63	6.1	
1,056	38	3.73	6.2	
1,057	39	3.83	6.2	
1,058	40	3.93	6.2	
1,059	41	4.03	6.3	
1,060	42	4.13	6.3	
1,061	43	4.22	6.4	
1,062	44	4.32	6.4	
1,063	45	4.42	6.4	
1,064	46	4.52	6.4	
1,065	47	4.62	6.5	
1,066	48	4.72	6.5	
1,067	49	4.81	6.5	
1,068	50	4.91	6.6	
1,069	51	5.01	6.6	
1,070	52	5.11	6.6	
1,071	53	5.21	6.7	
1,072	54	5.30	6.8	
1,073	55	5.40	7.0	
1,074	56	5.50	7.0	
1,075	57	5.60	7.0	
1,076	58	5.70	7.2	
1,077	59	5.80	7.2	
1,078	60	5.89	7.2	

# 埼玉県の最低賃金

令和5年9月1日更新

地域別最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
<b>埼玉県最低賃金</b>	<b>1,028円</b>	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者（特定最低賃金の適用業種で働く労働者で、適用が除外される者も含む）	令和5年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
<b>埼玉県非鉄金属製造業最低賃金</b> 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	<b>1,006円</b> (注2※)	左記の事業場で働く労働者。 ただし、以下の者を除く。	令和4年12月1日
<b>埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	<b>1,013円</b> (注2※)	1 18歳未満又は65歳以上の者	
<b>埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金</b> 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	<b>1,013円</b> (注2※)	2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの	
<b>埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金</b> 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	<b>1,022円</b> (注2※)	3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者	
<b>埼玉県自動車小売業最低賃金</b> 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	<b>1,018円</b> (注2※)	4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。  
(※「埼玉県非鉄金属製造業最低賃金」、「埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金」、「埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」、「埼玉県自動車小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が適用されます。)
- 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
- 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法  
・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。  
・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

最低賃金コーナーはコチラ⇒



◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉労働局  
労働基準監督署

## 令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

区分	年・月	令和4年			令和5年							令和4年10月～ 令和5年7月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
全国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	3.9	4.2
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	3.9	4.5
	さいたま市	4.5	4.4	4.8	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4	3.8	3.5	4.1
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8		
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注)

- 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 4 「令和4年10月～令和5年7月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

## 事業所数(従業者規模別)、従業者数及び年間商品販売額(埼玉県自動車小売業)

	調査年	事業所数									従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
		計	従業者規模									
			2人以下	3~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上		
自動車(新車)小売業	H24	906	75	100	111	462	127	20	10	1	12,565	403,411
	H28	1,010	89	146	131	432	164	40	5	3	13,711	551,532
	R3	900	40	92	120	439	172	26	7	4	13,647	632,183
中古自動車小売業	H24	737	267	215	171	67	9	6	1	1	3,676	141,982
	H28	970	388	247	238	76	12	5	4	-	4,739	203,451
	R3	598	158	157	176	83	13	8	2	1	3,857	215,833
計	H24	1,643	342	315	282	529	136	26	11	2	16,241	545,393
	H28	1,980	477	393	369	508	176	45	9	3	18,450	754,983
	R3	1,498	198	249	296	522	185	34	9	5	17,504	848,016

【資料出所:経済センサス活動調査】